

地域公共交通会議の組織改正について

1 趣旨

令和 2 年 11 月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下「地域公共交通活性化再生法」という。)の改正に合わせて、陸上交通については地域公共交通計画と補助制度(路線バス幹線補助、コミュニティバスフィーダー補助など)の連動化が必要となった。

これを受けて姫路市地域公共交通会議での補助申請手続が必要となることから、地域公共交通活性化再生法に基づく「姫路市地域公共交通会議」と道路運送法に基づく「姫路市地域公共交通会議陸運分科会」を統合し、「姫路市地域公共交通会議」において、従前からの地域公共交通計画の進捗管理や事業評価、補助制度の計画・事業評価に加えて、コミュニティバスなどの陸上交通の協議などについても、法定協議会において協議を行い国へ申請手続きを行う。

また、道路運送法の改正により、令和 5 年 10 月 1 日以降、協議運賃についての協議は、同法第 9 条第 4 項に規定する協議会(運賃分科会)で協議を実施する。

2 組織改正の概要

現行	改正(案)
<p>姫路市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 【地域公共交通活性化再生法】 — 陸運分科会 【道路運送法】 — 離島航路分科会 【海上運送法】 	<p>姫路市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 【地域公共交通活性化再生法】 【道路運送法】 — 運賃分科会 【道路運送法】 — 離島航路分科会 【海上運送法】

3 運賃分科会構成員(道路運送法第 9 条第 4 項抜粋)

- ・市
- ・一般乗合運送事業者
- ・市民代表
- ・地方運輸局長

(新規) 姫路市地域公共交通会議運営分科会 構成員

		所属・職名	位置付け
1	姫路市	姫路市 都市整備担当理事	市長又はその指名する者
2	各種団体	姫路市連合自治会 会長	【推薦】 市民又は利用者の代表
3	各種団体	姫路市連合婦人会 会長	【推薦】 市民又は利用者の代表
4	各種団体	姫路市老人クラブ連合会 会長	【推薦】 市民又は利用者の代表
5	各種団体	姫路商工会議所 中小企業相談所 産業政策担当 部長	【推薦】 市民又は利用者の代表
6	国土交通省	国土交通省神戸運輸監理部 総務企画部 企画調整官	国の関係地方行政機関の職員
7	運送事業者 ・組織団体	運行事業者	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の職員

(現行) 姫路市地域公共交通会議 構成員

		所属・職名	位置付け
1	学識経験者	国立大学法人 神戸大学 名誉教授	市長が必要と認める者 (学識経験者)
2	各種団体	姫路商工会議所 中小企業相談所 産業政策担当 部長	【推薦】 市民又は利用者の代表
3	各種団体	姫路市連合自治会 会長	【推薦】 市民又は利用者の代表
4	各種団体	姫路市連合婦人会 会長	【推薦】 市民又は利用者の代表
5	各種団体	姫路市老人クラブ連合会 会長	【推薦】 市民又は利用者の代表
6	運送事業者 ・組織団体等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 兵庫支社 副支社長	【推薦】 交通事業者の職員
7	運送事業者 ・組織団体等	山陽電気鉄道株式会社 鉄道事業本部安全推進・企画部リーダー	【推薦】 交通事業者の職員
8	運送事業者 ・組織団体等	神姫バス株式会社 バス事業部 部長	【推薦】 交通事業者の職員
9	運送事業者 ・組織団体等	一般社団法人 兵庫県タクシー協会 姫路支部 支部長	【推薦】 交通事業者の職員
10	国土交通省	国土交通省近畿地方整備局建設部 都市整備課 課長	国の関係地方行政機関の職員
11	国土交通省	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 副所長	国の関係地方行政機関の職員
12	国土交通省	国土交通省近畿運輸局交通政策部 交通企画課 課長	国の関係地方行政機関の職員
13	国土交通省	国土交通省神戸運輸監理部総務企画部 企画課 課長	国の関係地方行政機関の職員
14	国土交通省	国土交通省神戸運輸監理部 総務企画部 企画調整官	国の関係地方行政機関の職員
15	兵庫県	兵庫県土木部交通政策課 課長	兵庫県知事部局の職員
16	兵庫県	兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 所長	兵庫県知事部局の職員 (道路管理者)
17	警察関係	兵庫県姫路警察署 交通第一課 課長	市域を管轄する警察署の職員
18	警察関係	兵庫県飾磨警察署 交通第一課 課長	市域を管轄する警察署の職員
19	警察関係	兵庫県網干警察署 交通課 課長	市域を管轄する警察署の職員
20	姫路市	姫路市建設局 局長	市長又はその指名する者 (道路管理者)
21	姫路市	姫路市 都市整備担当理事	市長又はその指名する者



オブザーバーへ移行

(改正) 姫路市地域公共交通会議 構成員

		所属・職名	位置付け
1	学識経験者	国立大学法人 神戸大学 名誉教授	市長が必要と認める者 (学識経験者)
2	各種団体	姫路商工会議所 中小企業相談所 産業政策担当 部長	【推薦】 市民又は利用者の代表
3	各種団体	姫路市連合自治会 会長	【推薦】 市民又は利用者の代表
4	各種団体	姫路市連合婦人会 会長	【推薦】 市民又は利用者の代表
5	各種団体	姫路市老人クラブ連合会 会長	【推薦】 市民又は利用者の代表
6	運送事業者 ・組織団体等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 兵庫支社 副支社長	【推薦】 交通事業者の職員
7	運送事業者 ・組織団体等	山陽電気鉄道株式会社 鉄道事業本部安全推進・企画部リーダー	【推薦】 交通事業者の職員
8	運送事業者 ・組織団体等	神姫バス株式会社 バス事業部 計画課 課長	【推薦】 交通事業者の職員
9	運送事業者 ・組織団体等	一般社団法人 兵庫県タクシー協会 姫路支部 支部長	【推薦】 交通事業者の職員
10	運送事業者 ・労働組合	神姫バス労働組合 組織部長	【推薦】 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車 の運転者が組織する団体の代表
11	運送事業者 ・組織団体等	公益社団法人 兵庫県バス協会 専務理事	【推薦】 一般旅客自動車運送事業者及びその組織 する団体の代表
12	国土交通省	国土交通省近畿地方整備局建設部 都市整備課 課長	国の関係地方行政機関の職員
13	国土交通省	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 副所長	国の関係地方行政機関の職員
14	国土交通省	国土交通省近畿運輸局交通政策部 交通企画課 課長	国の関係地方行政機関の職員
15	国土交通省	国土交通省神戸運輸監理部総務企画部 企画課 課長	国の関係地方行政機関の職員
16	国土交通省	国土交通省神戸運輸監理部 総務企画部 企画調整官	国の関係地方行政機関の職員
	兵庫県	兵庫県土木部交通政策課 課長	兵庫県知事部局の職員
17	兵庫県	兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 所長	兵庫県知事部局の職員 (道路管理者)
18	警察関係	兵庫県姫路警察署 交通第一課 課長	市域を管轄する警察署の職員
19	警察関係	兵庫県飾磨警察署 交通第一課 課長	市域を管轄する警察署の職員
20	警察関係	兵庫県網干警察署 交通課 課長	市域を管轄する警察署の職員
21	姫路市	姫路市建設局 局長	市長又はその指名する者 (道路管理者)
22	姫路市	姫路市 都市整備担当理事	市長又はその指名する者

委員以外のオブザーバー

1	兵庫県	兵庫県土木部 交通政策課 副課長兼地域交通班長	オブザーバー
---	-----	----------------------------	--------

(福岡町・姫路市連携コミュニティバス関係)

2	福岡町	福岡町 まちづくり課 課長	オブザーバー
---	-----	------------------	--------